



法テラス江差通信

●お問い合わせ

法テラス江差法律事務所 (第49号)
TEL 050・3383・5563

子どもが裁判に関わる場合

●法律は、「未成年者は、法定代理人によらなければ訴訟行為をすることができない。」と定めているので、もし、子どもが裁判手続に関わらないといけないときは、親が代わりにやっけてあげるのが普通です。

●例外として、①裁判所で証言する場合(例えば子どもが一人で犯行現場を目撃したときなど)、②裁判所に氏(名字)の変更を申し立てる場合(例えば母が再婚したために子と名字が異なってしまったときなど)、

③裁判所に養子縁組の許可を求める場合(例えば子どもが冷たい親元を離れて温かいAさんの養子になりたいときなど)、④裁判所に父母のいづれを養育者と定めるかの意見を言う場合(例えば父母の離婚調停中、裁判官が子どもに、父母のどちらと暮らしたいのかを聞くときなど)、

⑤裁判所に親権者の決定や変更を求める場合などは、子どもが親の親権から独立して裁判に関与します。なお、①はあまり実施されず、裁判所

外での事情聴取にとどまる場合が多いです。また、②と③は、子どもが15歳以上でないといけません。また、④と⑤は、ある程度しっかりした意思を持っている子(だいたい小学校高学年以上)に限られます。この場合、例えば裁判官に「お母さんと暮らしたい」などと希望を言えますし、子どもがうまく話せない場合には、裁判所が子どもの代理人弁護士を選任することもあります。

●子どもの親権や養育費などで悩んでいる方はご相談下さい。又、親のことで悩んでいる子どもさんのご相談も受け付けます。解決策を示せないかも知れませんが、少なくとも一緒に考えることはできると思います。

ご相談のご予約は

0501338315563まで!

(法テラス江差 弁護士 北館篤広)



道立江差病院だより ☎52-0036

4月の外来診察日程

診療科によって、曜日によって担当医が変わります。御確認ください。	循環器内科	午前	月曜日から金曜日
		午後	月曜日と金曜日
	消化器内科	午前	月曜日から金曜日
		午後	火曜日と水曜日
	呼吸器内科	午前	金曜日
		午後	木曜日(診察は14時頃から)
	外科	午前	月曜日から金曜日
	整形外科	午前	月曜日から金曜日
	小児科	午前	月曜日から金曜日
	泌尿器科	午前	月曜日から金曜日
		午後	水曜日
	精神科	午前	月曜日から金曜日
		午後	月曜日
	産婦人科	午前	月曜日から金曜日
耳鼻咽喉科	午前	1日・2日・10日・15日・16日・24日・30日	
	午後	9日・23日	
眼科	午前	木曜日	
	午後	9日・16日・23日	
皮膚科	午前	火曜日(29日は祝日のため30日に変更)	
神経内科			4日・18日



健康寿命について2 (河村整形医師講座)

口コモを予防する為に一番重要なことは運動です。50歳代までは足の筋力はある程度保たれますが、それを過ぎるとどんどん筋力は落ちていきます。外来で足がむくむ患者さんが多くいますが、内科的問題がなければ、ほとんどの方が足の筋力が落ちることによりむくみが出ているのだと思われます。65歳を過ぎると、女性は1日6000歩、男性は7000歩程度歩いた方が良いと言われますが、実際はその8割程度しか歩いていないのが現状です。又、歩くだけでは筋力を維持できる程度なので、それ以外に筋肉トレーニングも必要になります。健康を維持するためには、歩いただけでは何もしない、では全然足りないのです。病院の外来に筋肉トレーニングの方法を掲示してありますので、興味のある方は参考にしてください。膝が痛くて歩けない人であればプールでの運動が勧められますし、膝に負担のかかりにくいトレーニング方法もあります。運動のつらさとしては、やや辛いと感じるくらいが良く、次日に疲れが残らない程度が良いでしょう。



受付 午前8時から11時30分(初診の方は、9時から)
時間 午後1時から2時30分

※診療日は、予定であり変更になる場合もあります。事前に病院に確認の上、受診してください。

☆看護師通年募集のお知らせ:現場復帰される方、新人の方も個別にしっかりサポートします。通年募集しておりますので気軽にご連絡ください。
(臨時採用は面接のみ) 52-0036(内線202) 藍葉

